

特集 そうだ、協働しよう！

「協働によるまちづくり」を進めよう

本市では、市民や市が互いの特性を生かしながら協力し、地域の課題解決を図る「市民と行政の協働」を基本的な考え方として、まちづくりを進めています。

今回、これまでの取り組みをさらに強化・推進するため「東近江市協働のまちづくり条例を制定しました。さあ、あなたもまちづくりに参加してみませんか。

本市のめざすまちづくり

本市には、すばらしい自然や文化、歴史があります。さらに、地域のことは地域で取り組むという惣村自治の精神や近江商人の「三方よし」のように、地域や人のつながりを大切にしてきた精神も息づいており、地域への愛着や誇りを持って地域のために活動をされている人がたくさんおられます。

また最近では、地域で解決しなければならぬ問題（＝課題）に対応するため、分野の違うさまざまな人たちが連携して解決を図ると

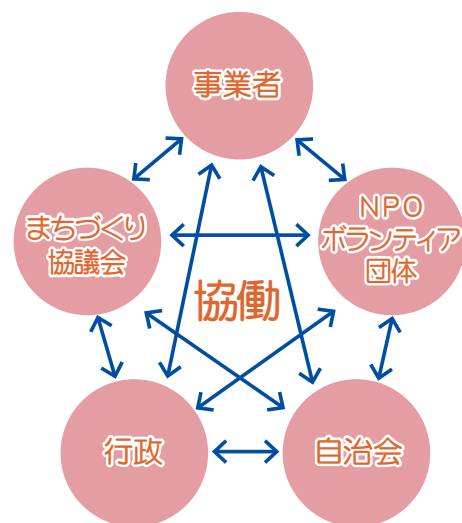
いう動きも生まれてきています。この分野、立場を超えた協働による取り組みが、自分たちだけでは解決できなかった地域の課題解決や、相乗効果を生み出すことにつながっています。

本市では、市民のみならずそれぞれがまちづくりに携わり、協働することで将来にわたって安心して暮らすことのできるまちの実現をめざしています。

支えあう仕組みづくり

今回、そのまちづくりを進めるための基本的なルールとなる条例を制定することにしました。

その内容については、市民協働推進委員会（深尾昌峰委員長）での14回におよぶ検討を経て、条例案を作成しました。その後、市民のみならずからもご意見をいただき、本年4月1日に「東近江市協



▲「協働によるまちづくり」イメージ図

？ 協働とは

地域の課題を解決するために、同じ目標を達成しようとする者同士が、お互いの特性を生かして協力すること。

？ まちづくりとは

どのようなまちをめざしたいか考え、住み良い豊かな地域社会をつつていくこと。

なぜ協働が必要なの？

では、なぜ今、協働によるまちづくりが求められているのでしょうか。

少子高齢化の進展、人口減少社



「共に考え、共に創る」
未来につなげる まちづくり

「東近江市
協働のまちづくり
条例」

条例のポイント

第1章【第1条～第7条】

■協働のまちづくりの目的
や基本理念など

ポイント

まちづくりの基本理念

●市民一人ひとりがまちづくりの主体として、積極的にまちづくりに取り組みます。

●人や地域のつながりを大切にし、互いに助け合って、まちづくりを進めます。

●自然、歴史、文化を大切に、次代に継承するとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進めます。

第2章【第8条～第15条】

■協働のまちづくりを推進するために必要な方策（人材育成、情報の共有、中間支援活動など）

第3章【第16条～第18条】

■地域自治組織（自治会、まちづくり協議会）の定義や役割など

ポイント

地域自治の推進

●市は、地域自治の重要性を認識し、尊重するとともに、その活動に対して必要な措置を講じます。

●市民は、地域自治組織の活動に積極的に参加するよう努めます。

第4章【第19条～第21条】

■条例の実効性を高める推進体制（市民協働推進計画の策定、市民協働推進委員会の設置など）

市民協働推進計画(案)にご意見をください

条例の理念を具現化し、実効性を高めるための施策などを定めた計画(案)について、6月21日(土)までご意見を募集しています。

条例施行までの道のり

公募した市民のみなさんやまちづくり協議会、有識者など16人で市民協働推進委員会を組織し協議しました。

- 平成24年7月
市民協働推進委員会に諮問
(以後、委員会を14回開催し検討)
- 平成25年10月
市民協働推進委員会より答申
- 平成25年12月～平成26年1月
協働のまちづくり条例(案)に対する意見募集を実施
- 平成26年3月
市議会で「協働のまちづくり条例」議決
- 平成26年4月1日
協働のまちづくり条例施行

協働でパワーアップ!

東近江市市民協働推進委員会
副委員長 森田初枝さん



私の所属している蒲生地区まちづくり協議会では、各種団体と協働し、地域の課題解決や特性を生かしたまちづくりに取り組んでいます。また、蒲生地区の課題であった地域医療の確保には、まちづくり協議会や自治会連合会、そして地域が一丸となって市と協働することで方向付けができました。そのような活動を通して、対等な立場で企画立案・実行できるおもしろさ、それぞれが得意とするところを担いあうことで想像以上の成果が得られ、また共有できるという喜びを味わっています。

協働によるまちづくりについて検討を行った市民協働推進委員会では、委員のみなさんは当初、「協働?」「条例づくり?」という感じでしたが、ワークショップなどで協働について学びを深める中、「地域愛」や「お互いさま」がキーワードとして挙げられ、回を追うごとに時間の経つのも忘れて熱心に議論を重ねました。

まちづくりは人づくりといわれるように、今後の協働によるまちづくりを進めるためには、市民、行政のどちらにも人材の発掘と育成が必要だと思っています。条例をきっかけに、ともに学びあう機会が増えることを期待します。

会の到来、地域コミュニティの弱体化など社会情勢が大きく変化化する中で、地域の課題はますます多様化、複雑化しています。また、国が画的に地方を治めるのではなく、地方が自らの判断と責任でまちづくりを進める地方分権社会へと移行するなど、地方自治体の役割や地域のあり方は大きな変革の時期を迎えています。こうした中、安心して暮らすことのできるまちにしていくためには、

特集「協働によるまちづくり」を進めましょう

☎ 0748-24-5623
 IP 0505-801-5623

まずはお互いの協働課
 ませんか。

「東近江市をみんなで創りあげていく」という思いを込めています。この思いを大切に、一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、共に考え、行動して、未来につなげるまちづくりを進めましょう。

協働とは難しいものではなく、下記の事例のとおり、すでにさまざまなお取り組みが始められています。また、今回制定した条例には、

さあ、一緒に始めましょう！

市民のみなさんや市民活動団体、事業者、そして行政などが、地域の課題を「自分ごと」と捉え、まちづくりに参加することが必要です。そして、お互いを尊重し、思いを共有しながら知恵や力を出し合う協働の取り組みが、本市のめざすまちづくりにつながっていくのです。



1

事業者 + 市民 + 自治会

+ まちづくり協議会 + 行政

「緑のカーテン事業」

地元企業と市民が協力して種から育てたゴーヤ苗を配布し、自治会、まちづくり協議会、各家庭、事業所などで、夏の節電対策のひとつとして「緑のカーテン」を育てるプロジェクトです。



◀苗の配布の様子

3

まちづくり協議会 + 行政

「コミュニティセンターの指定管理」

まちづくり協議会は、多様な市民の参加により魅力あるまちづくりに向けた活動を行う団体です。現在、市の指定によりコミュニティセンターを管理運営し、まちづくりの拠点として活用することで、より効果的、持続的、自立的な活動をされています。

これって協働？

そう、協働です！

～市内で取り組まれている協働の姿～

2

市民活動団体 + 行政

「地域活動支援補助金(市民公益活動支援)」

市民活動団体が実施する活動のうち、公益的な活動に市が資金を補助する制度です。昨年度は、7団体の事業が対象となりました。

今年度の対象団体を募集中(6月13日(金)まで)です。詳しくは、お問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。



▲昨年度補助事業
 「未来へつむぐ笑顔制作」

4

自治会 + 行政

「まちづくり建設資材支給事業」

自治会が地域の道路や水路を自主的に整備される際、市が工事に必要な資材の経費を補助して支援しています。道普請、川普請の精神を現在に受け継ぎ、地域の生活環境の向上につながっています。

一緒に取り組んでみませんか

市民協働推進委員会 委員募集

■ 期間 平成26・27年度の2年間

■ 活動内容

協働によるまちづくりの調査・審議、市民協働の取り組みの検討、そのほか協働の推進にむけた活動。2年間で10回程度

■ 募集人数 3人以内

■ 対象

市民活動や地域コミュニティについて関心を持ち、建設的な意見・提案をしていただける18歳以上の市民または市内在勤者

■ 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、まちづくり協働課に持参いただくか、郵送またはメールでご応募ください。応募用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

■ 6月13日(金)まで

■ 申請まちづくり協働課

〒527-8527

東近江市八日市緑町10番5号

☎ 0748-24-5623

IP 0505-801-5623

■ メールアドレス

machikyo@city.higashiomori.shiga.jp

